

教政課第104号
教教課第616号
教福課第206号
令和4年9月16日

各課（室・所）長
各県立学校長 殿

教育政策課長
教職員課長
福利厚生課長

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等について（通知）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から令和4年9月9日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等を内容とする『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の変更について」が発出され、新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等に係る学校における留意点が示されたところです。

各学校及び各所属におかれては、令和4年9月7日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」と併せてご参照の上、療養期間等の見直し後における感染予防行動の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

また、教職員で無症状患者となった者が、検査キットによる検査で陰性を確認し、検体採取日から5日間経過後（6日目）に療養を解除する場合は、別添資料のとおり取り扱いますので、適切に行ってくださいようお願いいたします。

<別添資料>

- ・新型コロナウイルス感染症の無症状患者の療養解除について
- ・新型コロナウイルス感染症（無症状患者）の療養解除チェックリスト

<参考資料>

- ・令和4年9月7日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡
- ・令和4年9月9日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡

<抗原定性検査キット>

（県立学校、総合教育センター）

令和4年2月9日付け教政課第269号、教教課1033号、教福課第427号「オミクロン株濃厚接触者の待機期間の短縮について」により送付した抗原定性検査キットをご使用ください。

（事務局）

事務局分は福利厚生課で保管しています。

<お問い合わせ先>

(療養解除の報告に関する事)

教育政策課人事・法規担当

電話088-621-3208

教職員課県立学校人事担当

電話088-621-3133

(抗原定性検査キットに関する事)

福利厚生課

電話088-621-3175